

女優の氏名権・肖像権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成20(ワ)7828・平成20年12月24日(民29部)判決 認容 / 知財高裁平成21(ネ)10009・平成21年6月29日(3部)判決 認容・変更

【キーワード】

広告出演契約の終了後の無断使用，芸能人の氏名権・肖像権，不法行為，財産的損害，精神的損害（慰謝料）

【地裁の主文】

- 1 被告は，原告に対し，145万6438円及びこれに対する平成20年4月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを4分し，その3を原告の負担とし，その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

【事 実】

第1 請求

被告は，原告に対し，606万6301円及びこれに対する平成20年4月2日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は，芸能人である原告が，被告に対し，被告が，その管理運営するコムロ美容外科・歯科（以下「コムロ」という。）のホームページに，原告に無断で，原告の氏名及び顔写真並びに原告のコメントとする文書を掲載するなどして，原告の氏名権，肖像権及びパブリシティ権を侵害したとして，不法行為に基づき，財産的損害506万6301円及び精神的損害100万円並びにこれらに対する訴状送達の日翌日である平成20年4月2日から支払済みに至るまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を請求する事案である。

1 争いのない事実等（争いのない事実以外は証拠等を末尾に記載する。）

(1) 当事者

ア 原告は，昭和43年にデビューして以来，映画，テレビドラマ，舞台等に出演している女優，タレントである（弁論の全趣旨）。

イ 被告は，医療及び美容のサロンの経営及びコンサルタント並びに広告宣伝活動等を主たる業務とする株式会社であり，コムロの広告宣伝・管理運営業務を行っている。

(2) ア 原告は，平成16年4月1日，当時，コムロの広告宣伝業務を行っていた株式会社オルモック（以下「オルモック」という。）との間で，平

成16年4月1日から平成17年3月末日までの1年間、コムロの広告のために自己の氏名及び肖像を使用することを許諾し、出演契約料を年間126万円、広告の範囲を「TVCM, ラジオ, 雑誌・ポスター, チラシなどの印刷媒体やインターネットでの広告を含めた全ての広告物」とする広告出演契約（以下「本件契約」という。）を締結した（契約内容につき甲2の1）。

オルモックは、本件契約に基づき、コムロのホームページに、原告の顔写真とともに、「顔のシワがなくなるだけで、人生が明るくなるんだってこと、実感しました。」との原告のコメント、「女優のAさんがヒアルロン酸注入法でシワ取りしたことがテレビや週刊誌で当時、話題になりました。現在も定期的に来院されております。」との文章を掲載した（当該ホームページの掲載内容については甲1及び弁論の全趣旨。以下、このホームページに掲載された広告を「本件広告」という。）。

イ 本件契約は、平成17年4月1日、契約期間を同日から平成18年3月末日までの1年間として、同一内容で更新された。

(3) その後、コムロを経営する医療法人社団美祥会（以下「美祥会」という。）の経営が悪化し、被告の支援に基づくコムロの再生案が検討された結果、平成18年3月31日に被告が「コムロ美容外科」の商標を買い取り、第三者である医師にその商標を使用許諾し、当該医師がコムロ美容外科の名称の下、クリニックの運営を継続していくことになった（弁論の全趣旨）。

これに伴い、被告は、平成18年4月1日以降、オルモックから、コムロのホームページの管理運営を承継した。

(4) 本件契約は、平成18年3月末日をもって終了し、それ以降の期間については、原告とオルモック又は被告との間に広告出演契約は締結されていなかったにもかかわらず、被告は、同年4月1日以降、原告から掲載中止要求書（乙1）を受け取った平成20年1月30日までの間（670日間）、自己が管理運営するコムロのホームページに、本件広告の掲載を継続した（本件広告の掲載が、本件契約に基づく掲載を継続したものであることにつき、弁論の全趣旨）。

(5) 被告が（4）の期間に本件広告を掲載したことは、少なくとも被告の過失に基づくものである（弁論の全趣旨）。

2 争点

原告の損害

【地裁の判断】

1 財産的損害について

(1) 本件は、被告が、芸能人である原告の氏名、顔写真等を、本件契約の契約期間が終了したにもかかわらず、コムロのホームページに掲載したことに基づく損害賠償請求であるところ、原告は、女優、タレントとして、広告に出演すること（自己の氏名、写真等を広告に利用すること）を許諾していた場合には、出演料として相当の対価を受けることができた（甲2の1及び2、甲3）のであるから、自己の氏名、顔写真等を本件広告に無断使用されたことによって原告が受けた財産的損害は、原告が、本件広告に出演することを許諾するとすれば受けることができる対価相当額であると認められる。

そして、本件における被告の不法行為は、前記のとおり、本件契約の契約期間が終了したにもかかわらず、コムロのホームページに本件広告の掲載を継続したというものであることからすれば、前記の対価相当額は、本件契約によって定められた広告出演等の対価及び本件契約終了後における本件広告の掲載期間を基準として認定することが相当である。もっとも、契約によって定められた広告出演等の対価は、通常は、当該契約において許諾された広告の内容、広告媒体及び広告を行う地域、原告と被告との関係その他の事情等を考慮して決定されるものであることからすれば、本件契約によって定められた対価が直ちに対価相当額として原告の損害となるものではなく、当該対価を基準としつつも、本件契約が許諾の対象とする広告の内容、広告媒体及び広告地域と本件広告の広告内容、広告媒体及び広告地域の異同、当該対価を定めるに当たって考慮された事情の有無等を考慮して、原告の財産的損害である対価相当額を認定するのが相当である。

なお、原告は、本件契約料は、コムロ等が実施する広告活動の媒体の数や回数の多寡によって左右されるものではないから、損害賠償の額の算定に当たっても同様に考えるべきである旨主張するが、本件は、本件契約に基づく広告出演料を請求するものではなく、不法行為に基づく損害賠償を求めるものであって、当該不法行為によって生じた原告の損害、すなわち、本件広告の掲載を許諾した場合に原告が実際に受けることができる対価相当額（逸失利益）の範囲を超えて、損害賠償を請求することができるものではないことは当然であるから、原告の主張は採用することができない。

(2) そこで、まず、基準とすべき本件契約によって定められた対価の額について検討する。

ア 原告は、コムロにおいて随時無料でコラーゲン、ヒアルロン酸注入等の治療を受けることができ、その治療費相当額も本件契約によって定められた対価の額に含まれると主張する。

確かに、証拠（甲1、6、乙2ないし7）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件契約の契約期間中、コムロにおいて、コラーゲン注入等の治

療を無償で受けていたが、本件契約の契約期間終了後は、コムロにおいては治療を受けていないこと、本件契約料は、原告がコムロにおいて無償で治療を受けることができることも考慮して126万円と定められたことが認められる。

しかしながら、本件契約の契約書には、原告がコムロにおいて無償で治療を受けることができることに関して、それが本件契約によって定められた対価としてのものであるということのみならず、当該治療を受けられること自体も何ら記載されていないこと（甲2の1及び2）、本件各証拠に照らしても、治療回数、実際に受けることができる治療の内容、治療に要する費用の上限等について定められた形跡はなく、したがって、原告がコムロにおいて治療を受けるかどうか、受けるとしてその回数、内容等は、原告の任意によるものであって（甲6参照）、それ自体が不確定なものであったことからすれば、コムロにおける無償での治療の提供は、本件契約を締結したことに伴う原告に対する付随的なサービスにとどまるものというべきであって、当該治療費相当額も本件契約によって定められた対価の一部であると認めることはできない。

なお、原告は、原告のような著名なタレントであれば、広告出演契約の契約料がコマーシャルムービー契約で年間500万円、コマーシャルフォト契約で年間300万円を下回ることはなく、現に、別件広告契約における契約料が3か月で100万円であったことを根拠に、コムロにおける無償での治療の提供が本件契約によって定められる対価に含まれると主張する。

しかしながら、原告が締結するコマーシャルムービー契約の契約料が年間500万円、コマーシャルフォト契約の契約料が年間300万円を下回ることにはない旨を認めるに足りる客観的証拠はない。また、別件広告契約は、平成10年2月に、当時原告が所属した事務所が当事者として締結したものであり（甲3）、時期及び当事者を異にする本件契約に関する前記の認定事実を左右するに足りるものではない。したがって、原告の前記主張を採用する余地はない。

イ したがって、本件契約によって定められた対価の額は、本件契約料である126万円（前記争いのない事実等（2）ア参照）であると認められる。
(3) 次に、原告の財産的損害を認定するに当たって考慮すべきその他の事情について、検討する。

ア 本件契約が許諾の対象とする広告内容、広告媒体及び広告地域と、本件広告の広告内容、広告媒体及び広告地域とを比較すれば、①本件契約は、広告の範囲を「TVCM、ラジオ、雑誌・ポスター、チラシなどの印刷媒

体やインターネットでの広告を含めた全ての広告物」とするものである（前記争いのない事実等（2）ア参照）のに対し、被告が行った行為は、コムロのホームページに本件広告の掲載を継続したことのみにあつて、広告媒体が本件契約で許諾の対象とされた媒体のうちの「インターネット」に限定されていること、②インターネット上のホームページへの掲載は、その性質上、いったん掲載されれば、削除されない限り、掲載が継続され、掲載されている期間は、いつでも、どこからでも、誰からでもアクセスすることが可能であり、かつ、アクセスも容易な媒体であること（公知の事実）、③本件契約においては、広告の大きさ、内容等についての規定は設けられていない（甲2の1及び2）のに対し、本件広告は、コムロのホームページのトップページではなく、「BUST」、「BODY」等の9種類の治療内容のうち「FACE」における多数の美顔施術の中の「シワ取り」の治療内容を紹介するページの末尾近くに掲載されたものであつて、また、本件広告に掲載された原告の顔写真は、他のモデルの施術前施術後を比較する写真等と比べて相対的に小さく、さらに、本件広告の画面全体において占める割合も、それほど大きなものではないこと（甲1）が認められる。

イ なお、前記（2）アのとおり、コムロによる無償での治療行為の提供は、本件契約によって定められた対価としては認められないものの、それが本件契約料を定めるに当たっての考慮要素となっていたと認められる。

(4)ア そこで、本件契約料である126万円を基準に、(3)の事情を考慮すれば、原告の財産的損害は、本件契約によって定められた対価の額の2分の1である1年当たり63万円を基本として、本件広告の掲載期間である670日間に相当する額である115万6438円とするのが相当である。
(計算式) $63 \text{万円} \div 365 \text{日} \times 670 \text{日} = 115 \text{万}6438 \text{円}$

イ なお、被告は、①本件広告は、オルモックが作成し、掲載した広告を削除しなかったという不作為によるものであること、②当該不作為は、被告の故意によるものではなく、過失も軽微であること、③被告は、原告から指摘を受けた当日に本件広告を削除し、100万円を支払っての解決を提案して誠実に対応してきたことも考慮すれば、被告の財産的損害は、本件契約料の5分の1の25万2000円を本件広告の掲載期間で日割り計算した約46万円程度が相当である旨主張する。

しかしながら、被告が主張する前記の諸事情は、いずれもそれが存在したからといって、原告が受けた財産的損害が減少するというものではないから、慰謝料を算定するに当たっての考慮要素となるかどうかはともかく（後記2参照）、財産的損害の算定に当たって考慮すべき事情となるとは認められない。また、本件契約料の2分の1を基本として計算するのが相

当であることは、前記のとおりである。

2 精神的損害について

(1) 慰謝料請求の可否

ア 被告は、芸能人の氏名・肖像は、広く一般大衆に公開されることが前提とされ、かつ、希望されていることから、その使用方法、態様等に照らして、当該芸能人の社会的評価を低下させるような場合でなければ、人格的利益を毀損するものではないと主張することから、まず、この点について検討する。

イ 確かに、芸能人の氏名・肖像は、通常、広く一般大衆に公開されることが前提とされており、当該芸能人自身も、そのことを希望している場合が多いものと推認される。

しかしながら、芸能人が、どのような企業のどのような商品・サービス等の広告に出演するかや、いったん広告に出演することを許諾したとしても、当該広告に出演することを継続するかどうかは、自己の芸能人としてのイメージや、広告の主体である企業や広告の対象である商品・サービス等に対する社会的評価等の諸般の事情を考慮し、当該芸能人において、自己の意思に基づいて判断・決定をすることができるものである。そして、無断でその氏名、肖像等を広告に使用された場合には、自らの自由な意思に基づいてこのような判断・決定をすることができるという主観的利益が侵害されたものであり、これによる精神的な苦痛は、財産的損害が賠償されたからといって回復されるものではなく、慰謝料によって慰謝されるべきものと認められる。

したがって、無断でその氏名、肖像等を広告に使用された者が芸能人である場合であっても、当該広告にその氏名、肖像等が使用されたことにより当該芸能人の社会的評価が下がったか否かにかかわらず、当該芸能人は、慰謝料を請求することができると解すべきである。

ウ 本件においては、本件契約の契約期間終了後の本件広告の掲載が原告の許諾に基づくものではないことに加えて、本件契約の契約期間終了後は、コムロを運営する医師も替わり（前記争いのない事実等（3）参照）、原告は、運営主体が変更された後のコムロにおいては治療を受けていないにもかかわらず（前記1（2）ア参照）、本件広告の内容は、いまだに原告がコムロにおいて治療を受けているかのような誤解を与えるものとなっていること（甲1）からすれば、本件契約終了後に本件広告を掲載したことにより、原告には、慰謝料によって慰謝すべき精神的損害が生じていると認められ、原告の慰謝料請求を認めるのが相当である。

(2) 慰謝料の額

(1) ウに記載した事情に加えて、①原告は、本件契約の締結前及び締結中、自らコムロにおいて美容整形に関する治療を受けていることを広告上も明らかにして、コムロの広告に出演しており（甲1，乙2ないし7）、本件広告も、本件契約の契約期間中に掲載されていた広告が継続して掲載されていたものであること、本件広告は、経営主体が変更されたとしても、同じコムロの名称を継続して使用している美容整形医院のホームページに掲載されていたものであることからすれば、本件契約の終了後に本件広告が掲載されていたことによって、原告の芸能人としてのイメージが大きく損なわれたとは認められないこと、②被告は、オルモックからホームページの運営を承継したものであって、被告自らが本件広告を作成して掲載したものとは認められず（前記争いのない事実等(4)参照）、また、本件各証拠に照らしても、被告が本件契約の終了を知らずながら本件広告の掲載を継続したとは認められないこと、③被告は、原告から本件広告の掲載中止要求を受けた当日に、コムロのホームページから本件広告の記載を削除していること（前記争いのない事実等(4)参照）も考慮すれば、本件における原告の精神的損害を慰謝する慰謝料としては、30万円が相当である。

なお、原告は、他社と広告出演契約を締結する機会を奪われたことにより精神的損害を受けたと主張するが、このような機会が奪われたことを認めるに足りる客観的証拠はなく、原告の主張は、採用することができない。

3 遅延損害金について

原告は、遅延損害金として商事法定利率年6分の割合による金員の支払を請求するが、本件は、原告の氏名・肖像を無断で使用されたことによる不法行為に基づく損害賠償を求めるものであり、商行為によって生じた債務（商法514条参照）についての請求ではないから、遅延損害金の割合は民法所定の年5分であると認められる。

4 よって、原告の請求は、145万6438円（財産的損害についての損害賠償115万6438円と慰謝料30万円との合計額）及びこれに対する訴状送達の日（平成20年4月2日）の翌日である平成20年4月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める範囲で理由があるから、主文のとおり判決する。

【知財高裁の主文】

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金223万4657円及びこれに対する平成20年4月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1，2審を通じ、これを3分し、その1を被控訴人の負担

とし、その余を控訴人の負担とする。

5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

控訴人（以下「原告」という。）は、被控訴人（以下「被告」という。）に対し、被告が、その管理運営するコムロ美容外科・歯科のホームページに、原告に無断で、女優・タレントである原告の氏名及び顔写真並びに原告のコメントとする文書を掲載するなどして、原告の氏名権、肖像権及びパブリシティ権を侵害したとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、財産的損害506万6301円及び精神的損害100万円の合計606万6301円並びにこれに対する遅延損害金の支払を請求した。

原判決は、原告の上記請求のうち145万6438円及びこれに対する平成20年4月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金支払の限度でこれを認容し、その余の請求を棄却した。原告は、原判決中、原告敗訴部分を不服として、控訴を提起した。

当事者の主張は、次のとおり付加・訂正するほか、原判決の「第2 事案の概要」の「1 争いのない事実等」、「2 争点」、「3 争点についての当事者の主張」のとおりであるから、これを引用する。

なお、略語については、当裁判所も原判決と同一のものを用いる。

1 当審における原告の主張

(1) 財産的損害について

本件契約の契約料相当額（美容治療費相当額を含む。）を財産的損害とみるのが相当であり、これを減額すべき要素はない。

ア 美容治療費相当額を契約料相当額に含めて算定すべきこと

コムロが、原告に対してコラーゲン注入等の美容治療を行うのは、原告の容貌をコムロのイメージキャラクターとして理想的な状態に維持するためであるから、美容治療は本件契約と不可分一体であり、契約内容の一部を成すものである。美容治療について、契約書に記載がないのは、コムロが必要に応じて治療方法を立案して実施する立場にあり、あらかじめ契約書でその内容を定められなかったからであって、美容治療を行うことも契約の内容に含まれていた。

イ 契約料相当額を減額すべき要素はないこと

本件契約は、広告媒体の数や回数に関係なく、1年間の広告利用を許諾する契約料として定められており、広告がインターネットによるもののみであったとしても、契約料が減額されるものではない。被告は、本件契約の当事者であるオルモックからコムロのホームページの管理運営を承継し、本件契

約が継続しているとの認識をもっていたのであるから、契約料相当額を支払うべきである。

(2) 精神的損害について

原告は、本件契約終了後、一切コムロの治療を受けていないのに、本件広告は、本件契約終了後も原告がコムロにおいて治療を受けているかのような誤解を与えるものとなっていたのであり、これによる精神的苦痛を慰謝する額としては、100万円を下らない。原判決が認めた30万円は低額にすぎる。

2 当審における原告の主張に対する被告の反論

(1) 財産的損害の算定について

ア 契約料相当額に治療費相当額が含まれるとの主張について

契約書に美容治療について記載されていないことに照らせば、美容治療の提供は、本件契約を締結したことに伴う付随的なサービスにとどまり、本件契約の内容に含まれていない。美容治療の内容・方針が流動的であることは、治療を受けられることを契約書に記載することの妨げとはならない。

イ 契約料相当額を減額すべき要素はないとの主張について

本件は、本件契約に基づく契約料の請求ではなく、不法行為に基づく損害賠償請求であるから、被告の具体的行為に基づいて損害額が算定されるべきである。そうすると、不法行為の態様が、インターネットのホームページに本件広告の掲載を継続したのみであるという事実は、損害額の算定に影響を及ぼす事情というべきである。

(2) 精神的損害について

原告は、慰謝料額が低いとする具体的根拠を述べておらず、失当である。

【高裁の判断】

当裁判所は、原告の控訴にはその一部に理由があるから、主文のとおり原判決を変更すべきものとする。その理由として、次のとおり付加、訂正する他は、原判決のとおりであるから、これを引用する。

1 財産的損害について

- (1) 原判決13頁4行目の「(甲1)が認められる。」の後に行を改め、「オルモックは、本件広告の態様以外に、雑誌や新聞折込みチラシ等の媒体において、原告の顔写真、氏名及びコメントを掲載した宣伝広告をしたことがある(乙2ないし7)が、その他、大量の宣伝広告をしたことはない。したがって、本件契約に基づく広告の態様は、インターネットによる本件広告の占める比重が、総じて高かったといえる。」を加える。
- (2) 原判決13頁9行目「2分の1」を「4分の3」に改める。
- (3) 原判決13頁10行目「63万円」を「94万5000円」に、同11

行目「115万6438円」を「173万4657円」に改める。

(4) 原判決13頁12行目を「(計算式) 94万5000円÷365日×670日=173万4657円」に改める。

2 精神的損害について

- (1) 原判決15頁19行目から21行目の「被告が本件契約の終了を知らずながら本件広告の掲載を継続したとは認められないこと」の後に「(もっとも、被告は原審答弁書において、『被告はコムロ美容整形外科のホームページに原告の顔写真等を掲載することの根拠となる契約が終了していることに気付かず、当該掲載に問題はないと誤解したまま、当該掲載を継続していた』(3頁)と答弁し、その後、原審被告準備書面(2)においては、『誤解に基づき削除しないままにしていたというだけ』(2頁)と述べていることに照らすと、被告は、原告の指摘を受ける前からホームページに原告の顔写真等が掲載されている事実を認識していたことを自認していたものと解される。)」を加える。
- (2) 原判決15頁22行目「削除している」の後に「ものの、その掲載中止要求前から本件広告のホームページへの掲載の事実は認識しており、原告との契約内容について調査することにより、掲載中止要求前に掲載を中止することが可能であったこと」を加え、同22、23行目の「(前記争いのない事実等(4)参照)」を「(前記争いのない事実等(4)、(5)、及び弁論の全趣旨)」に改める。
- (3) 原判決15頁24行目の「30万円」を「50万円」に改める。
- (4) 原判決16頁2行目から7行目を削除する。

【結 論】

以上の次第で、原告の請求は、金223万4657円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成20年4月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないものとして棄却すべきである。したがって、原告の控訴は上記限度で理由があるから、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事件は、芸能人である原告Aが、被告M社に対し、被告が管理運営する美容外科のHPに、原告に無断で、原告の氏名と顔写真だけでなく、原告のコメント文書を掲載したことは、原告の氏名権、肖像権及びパブリシティ権を侵害したとして、不法行為に基き、財産的損害と精神的損害に対する支払いを

請求した事案である。

2．判決は、まず原告の財産的損害に対して検討した。

これには、原告が芸能人として被告のために広告出演することによって通常受取る対価相当額に、契約終了後における広告の掲載期間を基準とするとしても、「本件契約が許諾の対象とする広告の内容、広告媒体及び広告地域と本件広告の広告内容、広告媒体及び広告地域の異同、当該対価を定めるに当たって考慮された事情の有無等を考慮して、原告の財産的損害である対価相当額を認定するのが相当である。」と説示しているが、これだけでの説示では具体的な事実関係の認定がないから、よくわからない。

その後で判決は、「本件は、本件契約に基づく広告出演料を請求するものではなく、不法行為に基づく損害賠償をを求めるものであって、当該不法行為によって生じた原告の損害、すなわち、本件広告の掲載を許諾した場合に原告が実際に受けることができる対価相当額（逸失利益）の範囲を超えて、損害賠償を請求することができるものではないことは当然であるから、原告の主張は採用することができない。」と、原告の主張に対して説示していることを知れば、理解することができる。

3．地裁判決は、前記説示した基準に基いて原告の財産的損害を認定するに当たって、対価の額を検討するとともに考慮すべきその他の事情について検討した結果、115万6438円と算定した。

また、原告の精神的損害について、慰謝料の請求は、精神的苦痛は、財産的損害が賠償されたからといって回復されるものではないし、無断で使用された者は芸能人であっても、社会的評価が下がったか否かにかかわらず、慰謝料を請求することができるから、原告の慰謝料請求を認めるのが相当であると説示した結果、30万円が相当であると認定した。

4．これに対し、知財高裁は、原告主張の被告の不法行為に対しては全部成立を認めたが、財産的損害と精神的損害についての算式額を、高めに変更していることは、妥当といえるだろう。

なお、高裁判決では、地裁判決の「6．遅延損害金について」の記載を削除するとしている。

5．本件とは無関係であるが、芸能人の肖像写真の無断使用が最近の衆議院議員選挙にからんで問題になっている。静岡7区から立候補予定者のポスターの一角に、「眞鍋かをり」というタレントの写真が使用されているのを見た住民

は、候補者の顔よりもタレントの顔に注目を集めることを意図しているようだと評している。しかも、このタレント自身は使用許諾したことはなく、無断掲載された、と自身のブログで訴えているという。

しかし、その後、判明したことは、彼女の所属事務所が使用許諾を与えたというのである。

しかし、そうであったとしても、一どこういうかたちでポスターに利用されると、彼女自身は衆議院議員の選挙運動期間中は、TV等のマスコミには登場できないという拘束を受けることになるだろう。

〔牛木 理一〕